

第一百八十七回

## 参議院憲法審議会議録第三号

平成二十六年十一月十二日(水曜日)

午後一時二分開会

委員の異動

十月二十二日

辞任

堀井

厳君

補欠選任

北村

経夫君

出席者は左のとおり。

幹事

柳本 隆治君

愛知 治郎君

高野光一郎君

堂故 茂君

豊田 俊郎君

丸山 和也君

金子 洋一君

小西 洋之君

西田 実仁君

松田 公太君

仁比 聰平君

○会長の出席に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

(憲法と参議院について)  
本法制に関する調査

○会長(柳本隆治君) ただいまから憲法審議会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詫びを

○愛知治郎君 自民党の愛知治郎でございます。本日は、憲法と参議院というテーマで意見交換を行い、我々参議院憲法審議会の委員がまさに参議院議員として憲法問題についてどう考え、参議院憲法審議会がどう取り組むべきか、より具体的

な議論を展開していただきたいということで御要望を申し上げたところでござります。

この「憲法と参議院について」であります。我々は平成二十四年に日本国憲法改正案を策定、提案をしております。今回は、この中からの国会の中から、参議院に関係する内容を中心憲法草案の主要な規定のポイント及び今後の憲法議論の方向性について述べ、今後の議論の参考にしていただきたいと存じます。

まず、二院制についてありますが、自民党としての意見表明は、二院制を維持するとともに、衆議院の優越についても現行の立場を踏襲するというものであります。この理由としては以下のものがあると考えます。

二つの院の相互抑制、均衡により慎重審議を実現する、第一に第一院の審議の不十分さや欠陥を補うことができる、第三には議院内閣制の下で国会の行政監視機能を高めるためには二院制が必要である、第四に国民の多様な意見や多元的な価値をきめ細かに反映することができる、第五に長期的には衆議院と異なる役割があるということあります。

なお、一院制を採用すべきか否かについては、党内議論では一院制を採用すべきとの意見が多く出されたところであります。しかしながら、今回の草案は、サンフランシスコ平和条約発効六十周年を機に、自主憲法に倣る憲法草案を策定することを目的に、あくまでも平成十七年の新憲法草案を土台としてその見直しを行うものであり、一院制導入の具体化には詳細な制度設計を踏まえた慎重な議論が必要であります。今回の作業の中ではそれを行うことは困難であり、党内での合意形成の手続がなお必要と考えたところであります。

会長	幹事	柳本 隆治君	滝波 宏文君
堀井 厳君	野田 国義君	中曾根弘文君	中西 柚介君
江崎 孝君	森本 真治君	山下 雄平君	山下 雄平君
次郎君	小野 次郎君	有田 通宏君	芳生君
柳本 隆治君	江崎 孝君	石橋 通宏君	江崎 孝君
愛知 治郎君	森本 真治君	徳永 エリ君	エリ君
高野光一郎君	小野 次郎君	前川 清成君	哲郎君
堂故 茂君	佐々木さやか君	牧山ひろえ君	吉良よし子君
豊田 俊郎君	矢倉 克夫君	森本 真治君	森本 真治君
丸山 和也君	松沢 成文君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君
金子 洋一君	小野 次郎君	佐々木さやか君	吉良よし子君
小西 洋之君	清水 貴之君	佐々木さやか君	吉良よし子君
西田 実仁君	浜田 和幸君	克彦君	克彦君
松田 公太君	福島みずほ君	吉良よし子君	吉良よし子君
仁比 聰平君	江口 克彦君	吉良よし子君	吉良よし子君
赤池 誠章君	成文君	吉良よし子君	吉良よし子君
宇都 隆史君	次郎君	吉良よし子君	吉良よし子君
熊谷 大君	清水 貴之君	吉良よし子君	吉良よし子君
大沼みずほ君	吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君
木村 義雄君	吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君
上月 良祐君	吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君
佐藤 正久君	吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君

事務局側

憲法審査会事務

局長 情野 秀樹君

○参考人の出席要求に関する件

○会長(柳本隆治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詫びを

す。このため、今回の草案では、平成十七年の新憲法草案を引き継ぎ二院制を維持しておりますが、今後、二院制の在り方を検討する中で一院制についても検討することいたしました。

参議院自民党としては、我が国のように両院とも、機能の分けを目指すのが妥当な選択と思われます。現行憲法を前提としつつ、憲法の許容範囲内で参議院独自の機能を付与することが適当と考えているところであります。

その参議院の機能、特に独立性を目指すべき分野については、参議院が補完・抑制・多様な民意反映といった本来の役割、機能を果たすためにも安定していること、全国単位の比例区と都府県単位の地区区という選挙制度の下で何十万を生かすことが重要であると考えております。

参議院が独自性を發揮すべき具体的分野と果たすべき役割、機能については以下のとおり考えております。

まず、立法機能の強化については、第一に議員立法の推進、第一に特定法律案の参議院の先議、第二に条約の先議等であります。次に、行財政の監督強化について考えております。まずは、第一に決算審査の充実、第二に人事案件の先議等であります。

次に、参議院で法律案を再議決するのに必要な三分の一の緩和についてであります。

五十九条二項では、参議院で否決された法律案を衆議院で再議決する場合には、出席議員の三分の二以上の賛成が必要としております。この再議決の要件を緩和するべきかどうか党内で議論がありましたが、最終的には変更いたしませんでした。議論の中では、三分の二以上の賛成から引き下げて、ねじれ現象ができるだけ起きないようにするべきではないかという意見や、要件を過半数

とするという意見もございました。他方で、それでは参議院の存在を否定するものだという意見も多くございました。間を取つて十分の六とする意見もありましたが、法令上、議決権の規定で十分

の六というものは前例がなく、この部分の変更是いたしませんでした。

次に、国会議員の選挙制度に関する規定についてであります。四十七条に後段を設け、この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならぬと規定をいたしました。これは最近、一票の格差について違憲状態にあるとの最高裁の判断が続いていることに鑑み、選挙区は単に人口の正をする必要がないとしたものではありません。選挙区を置けば必ず格差は生じるので、それに正によって決められるものではないことを明示をいたしました。ただし、この規定もあくまでも人口を基本とすることとし、一票の格差の是正をする必要がないとしたものではありません。

この選挙制度改革について、公職選挙法は、参議院議員については、衆議院議員と選出方法を異なることによってその国民代表の実質的内容と機能と独立性を持たせるため、参議院議員を全国選出議員と地方選出議員とに分かれ、前者によつて事実上ある程度職能代表的な色彩が反映されることを図るとともに、後者については都道府県を構成する住民の意思を集約的に国会に反映させることの意義、機能を加味しております。

これは昭和五十八年の最高裁の判決であります。これが、参議院自民党としては、このような参議院が、参議院の使命を尊重する観点から、とりわけ地方での人口減少が著しい今日、現存の広域地方自治体である都道府県を単位とする選挙区を尊重したいと考えております。このこと

するよう明記することを目指しております。時間が来ましたので、以上でございます。

○小西洋之君 民主党的小西洋之でございます。

憲法と参議院という命題に対し、まず踏まるべきは、日本国憲法においては、参議院議員も衆議院議員と同じく、憲法の目的価値である第十三

条の個人の尊厳の尊重を主柱とする国民の自由と権利について、公共の福祉の調整原理の下に最大の尊重をもつてその実現確保に取り組む唯一の立法機関の構成員であるという点で何ら変わるものではないということであります。すなわち、参議院議員も国民への憲法保障について衆議院議員と一緒に責任が付与されているのであり、この点

は、憲法において、参議院に属する議員もひとしく第九十九条の憲法尊重擁護義務を負い、また一部国会の権能において衆議院の優越等を定めつゝも、国民主権の原理の最たる発現である第九十六条の憲法改正発議において参議院は衆議院と対等の権能が定められていることからも明らかであります。

この選挙制度改革について、公職選挙法は、参議院議員については、衆議院議員と選出方法を異ならないことによってその国民代表の実質的内容と機能と独立性を持たせるため、参議院議員を全国選出議員と地方選出議員とに分かれ、前者によつて事実上ある程度職能代表的な色彩が反映されることを図るとともに、後者については都道府

県を構成する住民の意思を集約的に国会に反映させることの意義、機能を加味しております。

この点、我が党の二〇一三年二月の新綱領においては、民主党が政治を担うに際して国民の皆様のために何を根源的な価値とし、それをどのように社会において実現しようとしているのかについて、まさに憲法十三条の理念の具現化ともいべき、一人一人がかけがえのない個人として尊重され、多様性を認めつつ互いに支え合い、全ての人間に居場所と出番がある、強くしなやかな共に生きる社会、すなわち共生社会をつくることを目指すとしています。

さらに、新綱領には、その前提として、このような憲法十三条の理念に基づく価値と社会を実現するための憲法原理について、国民民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本精神を具現化する、自由と民主主義に立脚した眞の立憲主義を確立する党として日本国憲法が立脚し採用する諸原理を保持するとともに、その本来趣旨の実現を図ることとの憲法觀に立つことが規定されています。す

なわち、憲法における国民のための至高の価値と憲法が立脚し採用する立憲主義や基本原理は論理必然的に一体のものであり、この体系的な保持こそがその国における国民の人権保障や公権力の暴走抑止の実効性を決定付けるものとなるのであります。

この点、民主党においては、個人の尊厳の尊重という憲法の目的価値とそれを実現する社会の在り方を見据え、その基底にある憲法の諸原理が完全にその趣旨を發揮することこそがその基盤であり推進力になるとの認識を踏まえつつ、さらにそれをより豊かに深化させた内容として党綱領を定め、これを民主党に参画する全国会議員が共有し、体现を目指す憲法觀としているのです。

他方、憲法上の参議院及び衆議院の権能の差異に着目してみると、法律案の議決、予算の議決、内閣の承認、内閣総理大臣の指名等において衆議院の優越を定め、内閣の信任、不信任の決議において衆議院のみの権能を認め、他方、第五十四条において緊急集会の権能を参議院のみに付与しているところです。

こうした我が国の二院制の憲法上の在り方にいて、民主党は、二〇〇五年憲法提言において、二院制を維持しつつ、両院の機能、役割分担を明確にし、議会の活性化につなげることが基本的に必要であり、その際には、予算是衆議院、決算と行政監視は参議院といった役割分担を明らかにすることなどの見解を示しているところです。

なお、二院制の運用に係る重要な問題として、いわゆるねじれ問題があります。憲法が定める二院制という制度に内在するねじれ問題をめぐつては、法律案の議決など衆議院が優越の権能を行使できる場合と、憲法の規定上そうした権能が及ばない議決事項の場合など、いずれにおいても、場合によつては慎重審議の確保などの本来の二院制の趣旨を超えて、国政の停滞や混乱、あるいは国民からの二院制、ひいては議会政治そのものへの不信を生じさせるおそれもあるなどの指摘が本審査会でも議論されてきたところです。

こうしたねじれ問題への対処としては、憲法第五十九条二項の、衆議院のいわゆる三分の二の再可決要件の見直しなど、憲法改正に至る事項を含めて様々な議論をされてきたところですが、当問題をめぐるこれまでの議会の経験等から得るべき教訓としては、憲法第五十九条三項に定める両院協議会の運用の改革について不斷の取組を行つていく必要があるということになります。

この点、二〇〇九年に両院協議会の議事録の公開が実現したことは一つの前進であり、今後とも、憲法の定める二院制の機能を適切に発現あらしめるために、両院協議会の在り方について、その更なる公開を含めた開催方法、委員の構成と人數、議長の選任方法といった組織の在り方、議事の進め方、採決ルールなどの事項について、党派を超えて真摯な議論を続けていくことが必要であると考えます。

さて、憲法と参議院という命題に向き合うときに、これらの整理に加えて、我が参議院が憲法の定める二院制の下で、良識と理性により律せられる国政審議の場として機能する良識の府としてあるべく、自らを自覚し、立法府の一翼としてその伝統ある営みを積み重ねてきたその在り方と憲法問題の関係について考察する必要があると考えます。

そこで、憲法と参議院という命題を考えると、我ら参議院が国民の個人の尊厳原理に根差す憲法保障を実現し、その前提である日本国憲法が立脚する立憲主義、法の支配あるいは恒久平和主義等の基本原理の確保とそれらの本来趣旨の具現化を図るために、一、これらについての自らの審議機能を充実強化すること、二、議院内閣制の本旨として、党派を超えてこれらに係る内閣監督機能の十全なる遂行を確保していくことが参議院の良識の府としての在り方に照らし最も本質的かつ重要なことであると考えます。

この点、我が参議院においては、まさに憲法問題について良識の府と称されるにふさわしい各種の決議などの取組がるる実践されてきたのであり

ます。このうち、この場で同僚委員の皆様と共に有されていただきたいものは、さきの第八十六回

国会の改正国民投票法採決に当たり、本憲法審査会で可決された附帯決議であります。

この附帯決議においては、第一項及び第二項に安易な憲法改正論議を抑止するために、第三項において、憲法改正原案の目的が立法措置によって可能となることができるかについて、徹底的に審議を尽くすこととされています。さらには、

ち、まさに現在及び将来への国民への憲法保障と、その前提である憲法が立脚する諸原理の本来趣旨の確保等のための良識の府における我が憲法審査会の在り方が本附帯決議に示されていることを、同僚委員の皆様とともに誇りを持って受け止めたいと考えます。

最後に、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行い審議することを国会法上の任務とする我が憲法審査会が、本附帯決議の趣旨等を十分に踏まえ、良識の府参議院における国民への憲法保障並びに立憲主義と法の支配のとりでとしてその権威ある活動を積み重ねていくことを同僚委員の皆様にお訴えし、私からの意見表明とさせていただきます。

○会長(柳本阜治君) 矢倉克夫君。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

本日の議題であります憲法と参議院につき、一言述べさせていただきます。

二院制は、一院だけでは満たすことのできない立脚する立憲主義、法の支配あるいは恒久平和主義等の基本原理の確保とそれらの本来趣旨の具現化を図るために、一、これらについての自らの審議機能を充実強化すること、二、議院内閣制の本旨として、党派を超えてこれらに係る内閣監督機能の十全なる遂行を確保していくことが参議院の良識の府としての在り方に照らし最も本質的かつ重要なことであると考えます。

この点、我が参議院においては、まさに憲法問題について良識の府と称されるにふさわしい各種の決議などの取組がるる実践されてきたのであり

うものこそ参議院であるという点です。

我が國憲法は議院内閣制を採用します。行政、政府との連帯を重視する議院内閣制においては、ともすれば行政監視という議会が本来果たすべき

機能が埋もれてしまう危険性があります。この回避を図ることができるのは、政府と政治的・一体性重・恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこととされています。さらには、

この行政監視のうち、中心となるものは何か。それは、行政の組織及び人事に対する統制であると考えます。これは、弁護士事務所から出向した任期付公務員として霞が関で働き、民間から霞が

関全般を見る幸運に恵まれた私の経験から申し上げる結論であります。

組織について。行政組織は、ほっておくと増殖が、時代の変化にかかわらず存続し、いつしか存在自体が目的となることがあります。また、人

事について。公務員は全体の奉仕者であり、その人事は職務遂行を通じてのみ適性を測るべきもの

です。しかし、仮に人事が単なる慣行により行われてしまふことが好ましくありません。現行のキャリアシステムによる公務員の人事体系は

その危険性を有しているものです。

この組織と人事の正しいやり方がなされているか常に監視をすることが行政監視の要であり、そ

のようなものであるとの観点の下、政府と官僚組織をつくる衆議院と、それを監視する参議院とい

う役割論を深めることを強くお訴えしたいと思

います。

次に、この行政監視という課題と根は同じものですが、別途考えなければならない点として、官僚肥大社会への歴止めという観点があります。こ

れは、我が国政治、行政の根本問題であり、政治主導はいかにつくるかという点でもあります。

その象徴というべき課題は、委任立法の増大で

す。委任立法そのものは、いわゆる行政国家に求められる専門性、機動性等により避けられないも

のです。しかし、安易に法の運用が官僚に丸投げ

されることを是認しては、官僚機構に対する国会の監視が十分になされないと言えず、議会制

の監視が十分になされないと言えず、議会制

&lt;p

く解散もある衆議院は決算の目を持つて次年度予算に直結する短期的事項を見る一方、参議院は決算の目を持つていかに数年度にわたる長期的検討を要する事項に重点を置いた審議を行つか、この点が重要であり、例えば年金制度、特別会計制度など制度を議論すべきものと考えます。

最後に一言申し上げます。

参議院の最大の責務の一つである行政監視とは、すなわち国民民主権の徹底です。政府及び官が國民一般の利益と異なる国家の利益や官獨自の利益を追求することを防止し、公務員を全体の奉仕者たらしめることこそ行政監視の府として参議院に求められるべきものであり、参議院は國民民主権を徹底させることをその最大の責務と考えるべきと思料いたします。

以上、行政監視、災害など緊急時も含めた官僚肥大社会への歯止め、長期的観点に立った決算、この三點が我が国憲法における参議院の役割のうち主なものと考えます。

以上、行政監視

災害など緊急時も含めた官僚肥大社会への歯止め、長期的観点に立った決算、この三點が我が国憲法における参議院の役割のうち主なものと考えます。

以上、行政監視

災害など緊急時も含めた官僚

肥大社会への歯止め、長期的観点に立った決算、

この三點が我が国憲法における参議院の役割のうち主なものと考えます。

以上、行政監視

災害など緊急時も含めた官僚

肥大社会への歯止め、長期的観点に立った決算、

この三點が我が国憲法における参議院の役割のうち主なものと考えます。

以上、行政監視

災害など緊急時も含めた官僚

肥大社会への歯止め、長期的観点に立った決算、

この三點が我が国憲法における参議院の役割のうち主なものと考えます。

以上、行政監視

災害など緊急時も含めた官僚

肥大社会への歯止め、長期的観点に立った決算、

この三點が我が国憲法における参議院の役割のうち主なものと考えます。

実は七月に、参議院の統治機構ですか、調査会の派遣でドイツを視察してまいりました。ドイツも上院、下院があつて二院制だと、こういう形で思つて行つたんすけれども、ドイツの方々をいろいろ取材してみると違うんですね。ドイツには國家の体制が、行政府、司法府、そして連邦議会、これは日本でいう衆議院ですね、それともう一つ、連邦参議院という機関があるんだと。つまり、ドイツは連邦制度、日本でいつたら道州制の下に国全体で様々な立法活動をしていくのが連邦議会、日本でいう衆議院、州の代表が中央政府と交渉をして国と地方の様々な行政の調整を行つて

いくのが連邦参議院といふことで、我々は二院制の国ではないんだと、国家の四つの機関の一つとして連邦参議院があるという言い方をしていまして、参議院が今後存続するとしたらそういう形で、地方、道州制の州の代表者が国と様々な行政の連携、交渉を行つていく、そういう参議院の姿が想像できるんではないかというふうに思つてます。

二点目であります、今まで先輩、同僚議員の皆さんからも、参議院の存在意義、独立性というのを發揮するには衆議院と参議院が違う機能、役割を持つべきだというお話をありました。予算是衆議院中心、決算は参議院中心ですか、あるいは

は条約を含めたこういうものは衆議院でやつていいと思います。

ただ、今回、国民投票法もできて、もういよいよ日本国憲法は、やっぱり国会の発議と国民の投票によって、おかしいところ、時代に合わなくなつたところは改正ができるわけですね。ですから、この審査会もそういう議論に入らなければ意味がないと思います、ずつと意見発表と識者からの聴取を繰り返していく。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 清水貴之君。

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。

憲法と参議院について、我々維新の党の考え方をお伝えしたいと思います。特に、維新の党が考える統治機構改革の全体像の中に参議院あるいは国会の在り方をどのように位置付けていくかという観点から意見を述べたいと思います。

今、日本は、経済のグローバル化と大競争時代の荒波の中で、新陳代謝が遅れ、国力が停滞、弱体化し、国民は多くの不安を抱えている、そのように考えていました。我が国がこの閉塞感から脱却するためには、国民の安全、生活の豊かさ、伝統的な価値や文化などの国益を守り、かつ国の将来を切り開いていくためには、より効率的で自律分散型の統治機構を確立することが急務です。

私は、参議院の統治機構ですか、調査会の派遣で思つて行つたんすけれども、ドイツの方々をいろいろ取材してみると違うんですね。ドイツには國家の体制が、行政府、司法府、そして連邦議会、これは日本でいう衆議院ですね、それともう一つ、連邦参議院という機関があるんだと。つまり、ドイツは連邦制度、日本でいつたら道州制の下に国全体で様々な立法活動をしていくのが連邦議会、日本でいう衆議院、州の代表が中央政府と交渉をして国と地方の様々な行政の調整を行つていくのが連邦参議院といふことで、我々は二院制の国ではないんだと、国家の四つの機関の一つとして連邦参議院があるという言い方をしていまして、参議院が今後存続するとしたらそういう形で、地方、道州制の州の代表者が国と様々な行政の連携、交渉を行つていく、そういう参議院の姿が想像できるんではないかというふうに思つてます。

三点目は、今後のこの審査会の在り方について皆さんに進言をさせていただきたいと思います。

憲法の審査会、もう何年も続いてきました。私は衆議院に十年前にいたときから憲法審査会で、各党の意見発表と、そして識者からの意見聴取、これを何年も何年も繰り返してきたんですね。ただ、今回、国民投票法もてきて、もういよいよ日本国憲法は、やっぱり国会の発議と国民の投票によって、おかしいところ、時代に合わなくなつたところは改正ができるわけですね。ですから、この審査会もそういう議論に入らなければ意味がないと思います、ずつと意見発表と識者からの聴取を繰り返していく。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 清水貴之君。

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。

憲法と参議院について、我々維新の党の考え方をお伝えしたいと思います。特に、維新の党が考える統治機構改革の全体像の中に参議院あるいは国会の在り方をどのように位置付けていくかという観点から意見を述べたいと思います。

今、日本は、経済のグローバル化と大競争時代の荒波の中で、新陳代謝が遅れ、国力が停滞、弱体化し、国民は多くの不安を抱えている、そのように考えていました。我が国がこの閉塞感から脱却するためには、国民の安全、生活の豊かさ、伝統的な価値や文化などの国益を守り、かつ国の将来を切り開いていくためには、より効率的で自律分散型の統治

機構を確立することが急務です。

私は、参議院の統治機構ですか、調査会の派遣で思つて行つたんすけれども、ドイツの方々をいろいろ取材してみると違うんですね。ドイツには國家の体制が、行政府、司法府、そして連邦議会、これは日本でいう衆議院ですね、それともう一つ、連邦参議院という機関があるんだと。つまり、ドイツは連邦制度、日本でいつたら道州制の下に国全体で様々な立法活動をしていくのが連邦議会、日本でいう衆議院、州の代表が中央政府と交渉をして国と地方の様々な行政の調整を行つていくのが連邦参議院といふことで、我々は二院制の国ではないんだと、国家の四つの機関の一つとして連邦参議院があるという言い方をしていまして、参議院が今後存続するとしたらそういう形で、地方、道州制の州の代表者が国と様々な行政の連携、交渉を行つていく、そういう参議院の姿が想像できるんではないかというふうに思つてます。

ただ、今回、国民投票法もてきて、もういよいよ日本国憲法は、やっぱり国会の発議と国民の投票によって、おかしいところ、時代に合わなくなつたところは改正ができるわけですね。ですから、この審査会もそういう議論に入らなければ意味がないと思います、ずつと意見発表と識者からの聴取を繰り返していく。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 清水貴之君。

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。

憲法と参議院について、我々維新の党の考え方をお伝えしたいと思います。特に、維新の党が考える統治機構改革の全体像の中に参議院あるいは国会の在り方をどのように位置付けていくかという観点から意見を述べたいと思います。

今、日本は、経済のグローバル化と大競争時代の荒波の中で、新陳代謝が遅れ、国力が停滞、弱体化し、国民は多くの不安を抱えている、そのように考えていました。我が国がこの閉塞感から脱却するためには、国民の安全、生活の豊かさ、伝統的な価値や文化などの国益を守り、かつ国の将来を切り開いていくためには、より効率的で自律分散型の統治機構を確立することが急務です。



て、憲法が定める院の権限を切り縮める議論は取るべきではありません。

まして、昨年の臨時国会でも前の通常国会でも繰り返された衆議院の強行採決、参議院における強行審議入りと、極めて不十分、不公正な審議を打ち切つての強行採決は参議院の自殺行為であり、もってのほかと言うべきであつて、二度と繰り返されではならないということを強く申し上げ、私の意見といたします。

○会長(柳本卓治君) 江口克彦君。

○江口克彦君 次世代の党の江口克彦です。

次世代の党は綱領で、我々は、自立、新保守、すなわち自主憲法をつくり上げると宣言いたしております。

我が党いたしましては、占領下で押し付けられた占領の道具としての憲法から早急にかつ完全に脱却すべく、日本国民自らの手による新しい憲法を制定すべきであるということ。それから、具体的には、緊急事態に関する条項の追加を真っ先に行うべきであること。次に、自衛権の保持を明記すべきであること。次に、憲法前文を子供でも暗唱できるような美しい日本語で書かれるべきことを前回の審査会で述べたところであります。

特に、現行の前文については、先日の衆議院予算委員会で我が党の石原慎太郎最高顧問が取り上げましたけれども、間違った助詞の使い方をしており、正しい日本語にするための憲法改正が必要であると考えております。

現行憲法はGHQが作成した英文が基となっておりまして、その中でも前文は、合衆国憲法、マサチューセッツ州憲法、リンカーンの演説などの継ぎはぎであります。こうした文献は、また参考書はいっぱい出されております。日本国憲法の前文は、継ぎはぎで作られた英文案を間違った日本語に訳したものであります。このような前文をそのままにしてはおかないと強く申し上げるところであります。

次世代の党いたしましては、環境整備を進め

つつ、再来年の参議院選挙と同時に憲法改正のための国民投票を実施すべく、国会に提出する憲法の審査会で述べたところでございます。

私は、政治家になる前の二〇〇四年に、既に議論する時期はもうとうの昔に終わっているのではなかいか、もう改憲に向けてより具体的な提案をするべきではないかと考へました。あれからもう十年たつていてるわけでありますけれども、その

間、憲法調査会が報告書を出し、国民投票法が整備され、また憲法審査会が設置されるなど、憲法改正の環境の整備と憲法改正の内容についての議論が一定の進捗を見たのは評価するところではあります。

その一方で、いまだに議論のみに終始しているということについて、また一向に憲法改正原案という具体的な形につながつてこないということがあります。

国民の生命、自由、権利、財産などを守るために国家があり、憲法があります。このことを否定する国会議員、政党は、たとえ改憲、護憲、保守、革新の違いはあっても存在しないものと思つておられます。憲法改正案の発議は国会の権限であります。憲法改正案は国会の代表として真っ先に国民の命、自由、権利、財産を守ることに対し行動を起こすべきであるうかと思います。十年前の主張を今こそあえて繰り返します。議論をする時期はどうの昔に終わっているのではないかと、もう改憲に向けてより具体的な提案をすべきではないかと、いうことを申し上げて、意見表明とさせていただきます。

さきの東日本大震災を見ましても、大規模災害の発生は国民の生命、自由、権利、財産に重大な影響を与えることは明白であります。それにもかかわらず、緊急事態に関する条項が現行憲法になることは欠陥でありますし、またそのことが証明されたと思います。

そこで、参議院憲法審査会において緊急事態をテーマに取り上げ、再来年の参議院通常選挙の際に、緊急事態条項を追加する憲法改正案についての国民投票を実施できる日程で憲法改正原案を取りまとめるべきだというふうに考えております。

本格的活動を始めた参議院憲法審査会が取り組むにふさわしい内容であり、また参議院憲法審査会の使命もあると思います。

私たち国会議員や国務大臣は、憲法九十九条に具体的な取組いたしまして、一つは、憲法上の緊急事態条項とは何かについて、学者だけではなく実務に携わっている方も含めて意見聴取を行なう。各国の緊急事態条項の現状について現地調査を行う。三つ目は、東日本大震災を念頭に、現行の制度の不備と、それから法律上の不備だけでなく緊急事態条項が憲法に存在しないことによつて生ずる問題点について、学者だけでなく実務に携わる方も含めて意見を聞くなども効果的に行つていくべきであるというふうに提案いたしました。

提案したような取組を踏まえて、各党が緊急事態に関する新たな規定を示して、具体的な憲法改正原案をまとめていくべきだと考えます。その際、もし憲法上に緊急事態条項を設けることに反対の会派があれば、憲法改正原案を憲法改正案として国民投票に付することに反対する旨を主張され、後はもう民主主義のルールによる意思決定に委ねていただければよいのではないかと思います。

我が国を取り巻く環境は厳しく、また激変いたしております。そうした中で、参議院憲法審査会として具体的なスケジュールを持つて、国民の生命、自由、権利、財産などを守る具体的な行動を起こすべきであるうかと思ひます。十年前の主張を今こそあえて繰り返します。議論をする時期はどうの昔に終わっているのではないかと、もう改憲に向けてより具体的な提案をすべきではないかと、いうことを申し上げて、意見表明とさせていただきます。

○会長(柳本卓治君) 福島みづほさん。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。社民党を代表して発言をいたします。

憲法審査会において今最も議論し共有しなければならないことは立憲主義であり、立憲主義の危機の問題です。立憲主義とは、およそ権力保持者に於けるべきであるという原則です。また、立憲主義とは、個人の自由、権利を守るために憲法で権力者を拘束するという考え方です。

閣は、七月一日、集団的自衛権の行使を認める閣議決定をしました。戦後、自民党政権も、集団的自衛権の行使は違憲であり、集団的自衛権の行使を認めるために明文改憲をしなければならず、解釈改憲で認めることは憲法の規範性を侵害すると国会で答弁をしてきました。そのことに眞っ向から反しています。

また、十月八日に公表された日米ガイドラインの中間報告は、これまでの周辺事態という概念も後方地域という概念もなくし、切れ目のない日米同盟の強化を宣言をしています。閣議決定をした後に国会審議を一切やらずに、周辺事態法を始め様々な法律や日米安保条約にすら反する日米ガイドラインの中間報告を発表したことは、国会をなきものにしようとしたものです。まさに立憲主義を踏みにじり、憲法を踏みにじるもののです。

憲法審査会は、憲法を前提に議論を深めるものです。憲法の規範性は極めて重要です。憲法は最高法規であり、憲法の規範性が機能しない中での憲法審査会の議論はあり得ないものです。したがつて、憲法審査会の議論を、国会の審議を、憲法規範を遵守し、立憲主義の立場からやり直す必要があります。その意味では、違憲の閣議決定は憲法九十八条により無効であり、違憲の日米ガイドラインの中間報告も無効だということを確認すべきではないでしょうか。

更に言えば、政府は来年の五月に自衛隊法の改悪法案、周辺事態法改悪法案、PKO法改悪法案、船舶検査法改悪法案等の十数種の法案を出すと言わわれています。アメリカ戦争支援法という一般法、通則法も出てくるかもしれません。それは国会の事前あるいは事後承認をなくして、新たな立法なくして自衛隊を海外に出すことを可能にするかもしません。

それらの立法は、集団的自衛権の行使を認め、かつ後方支援という名の下に、大蔵政輔内閣法制局長官の四原則を踏みにじり、戦場のすぐそばでアメリカに対し弾薬などの武器を提供し、一体となつて戦争することになる可能性があります。これらは日本国憲法に反する違憲の立法です。

よつて、憲法九十八条により無効です。

憲法審査会は、憲法の規範性を十分に理解し、憲法に照らしてどうかということについて論議を深めていくところです。しかし、安倍内閣は憲法解釈を超えた決定をしています。

立憲主義の危機ということを言いました。立憲主義は、政党にかかわらず、また立場を超えて共有できる価値観だと考えます。この参議院の憲法審査会の大きな役割は、踏みにじられた立憲主義を回復することにまず主眼が置かれるべきです。憲法を踏みにじった行き着く先はナチス・ドイツの暴虐でしかありません。

参議院の役割について申し上げます。

社民党は二院制の廃止には明確に反対です。そのための明文改憲にも反対です。現憲法の下での二院制は堅持すべきです。国会の重要な役割、今の政治の大きな役割は行政権の肥大化をどう

内閣に対するチェックをどうしていくのか、立憲主義の強化が極めて大事です。国会の機能の強化が必要です。一院制よりも二院制、つまり、参議院が内閣と参議院の両方をチェックしていく、参議院が肥大化する行政権に対してしっかりと国会の立場からチェックをしていく、そのことは極めて大事です。

このように社民党は、参議院は議院内閣制の弱点を補完して衆議院及び内閣に対してチェック・アンド・バランスを發揮するところだと考えていました。さらに、異なる制度、異なる時期による選挙によって国民の多元的な意思をより良く国会に反映することから、議会の任務である行政の抑止の点で、日本の参議院は、連邦国家における二院制や貴族院型の二院制と異なり、民主主義を、立憲主義を強化する二院制の先駆的制度であり、良識の府にふさわしい参議院の機能の強化こそ必要であるとの立場です。

よつて、二院制の廃止には反対であり、明文改憲にも反対です。

以上で意見表明を終わります。

○会長(柳本卓治君) 浜田和幸君。

○浜田和幸君 新党改革・無所属の会を代表し

て、憲法並びに参議院に対する考え方、意見表明したいと思います。

憲法もやはり生きている生命体ではないかと思

います。その時々の環境の変化にどれだけ対応し

て生命力を維持し、長くその生命を維持できるか

どうかということが極めて問われていると思うん

ですね。病気になつたり、けがをしたり、その

時々にどういうような措置をしていくのか。いろ

いろと本日の議論を聞いていますと、元々この憲

法が生まれたときから大変な難産であった、ある

いは意図的な病原菌を植え付けられていたのでは

ないかと、そういう観点の下で、当然日本人の手

による日本人のふさわしい憲法をつくるべきだ。

基本的には私どももその考え方と同調しております。

アメリカのG H Qによつてある意味では準備さ

れた今日本の国憲法、この憲法というのは、ある

あるいは資本主義といったものを広げるための大

きなツールであった、そういう側面もあると思いま

んですね。また、戦争という経験をして、再

び日本が軍國主義的な道に歩まないようにするた

めの歯止めを掛ける、様々な要素があつたのだと思

うわけです。あれからもう既に七十年近く時間がたつて

いるわけですから、日本人自らが新しい時代にふ

さわしい憲法につくり替えていくといふことは當

然の責任ではないかと思つております。

一つには、地球環境を含む大きな変化、そうい

う状況に対し、原発の問題を含めエネルギー対

策をどう講じていくのか。そういう日本が誇るべ

き自然とともに生きるといった価値観、あるいは

自然の力を十分に活用した自然再生エネルギーを世界に提供していく。そういう科学、研究といつたものを支援していくような体制を憲法の中でもしつかりと世界に打ち出していく、そういう必要性があると思います。

また、経済もこれだけグローバル化しているわけですから、日本が一国だけで生存できる状況ではありません。そういう中で、どうやって世界のビジネスモデルを日本から発信していくのか、そういうことを考えたときに、日本がまだまだ遅れていると思われる分野、その象徴が今の憲法にも表れているんじゃないかと思います。

どういうことかと申しますと、国が存在するためには国民も、そして領土も、そしてそこでどういう国体、これを掲げるのが、この三つの要素が必要だと思うんですけれども、今世界では、その領土ですか国民ですか、そういうものの在り方がネットの時代において大きく問われているわけですね。必ずしも國土というものにとらわれない様々な組織が世界で力を鼓舞するというか、発揮するような時代になつてきています。

そういう時代を受けて、本家本元のこの日本国憲法を提案したアメリカの国内においても、憲法に対する国際的な市民のための憲法をつくる法に対し国際的な市民のための憲法をつくる法などという形で、日本国憲法を含めて様々な国が持つていて憲法の問題点、これを明らかにし、それを国際的な討議の場で世界に共通する、世界に言つてみれば共有してもらえるような価値観をどうつくりしていくのか、そういう憲法づくりというのを提案してますね。そういうものを世界の人たちが見て、仮想空間かも分からなければどうぞうつくりしていくのか、そういう憲法づくりというのを提案してますね。

次に、各委員の発言希望に基づいて、会長の指名により意見交換を行います。

○会長(柳本卓治君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

以上で意見表明を終わります。ありがとうございました。

○会長(柳本卓治君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、各委員の発言希望に基づいて、会長の指名により意見交換を行います。

発言を希望される方はお手元に配付した資料のとおり、机上の氏名標を立ていただき、会長の指名を受けた後、御発言を願います。

多くの委員が発言の機会を得られますよう、一回の発言時間は各三分以内といたします。発言時間の経過状況をメモで通知し、時間が超過した際はベルを鳴らします。あらかじめ御承知願います。発言が終わった方は、氏名標を横にお戻しく

ださい。

なお、御発言は着席のままで結構でござります。

それでは、発言を希望される方は氏名標を立ててください。

高野光一郎君。

○高野光一郎君 発言の機会、ありがとうございます。自由民主党の高野光一郎でございます。よろしくお願ひします。

まず、参議院の意義を私なりにお訴えをさせていただきます。参議院の意義を私なりにお訴えをさせていただきます。参議院は、全国的な職域代表が衆議院であって、参議院は、全国的な職域代表、都道府県を単位とする地域代表など、広域的、多角的な見地から専門的な審議を行い、多数派の意思を体現する第一院に再考を促す立法府の重層的な機能を持つ、このことが必要だと考えております。

他方、衆議院を通過をして参議院で審議されるということや、長い時間公開の場で議論にさらされることになり、政府・与党には丁寧な対応と国民に対する説明責任を果たすことにつながり、議論を深化させ、不十分なところを担い、国会審議を十分なものにし、二つの議院の審議によって多様な民意を反映することができる考え方であります。その際に、参議院においてはできるだけ政党色によって言動を縛られたり影響を受けるべきではないと私は考えております。

それで、参議院の独立性を担保するには、院を構成する議員がどのような方法で選出されるのかが大きな影響を与えると思います。今年中にも最高裁の判決、これは平成二十五年の参議院議員選挙に対しての判決でございますが、これが出ると言われておりますが、衆議院議員は小選挙区制を中心とした個々の民の代表であり、等価性、つまり一票の格差に関しては厳格さが要求をされています。しかし、参議院議員は従来から職能代表や地域代表としての要素が期待されていると考えております。しかし、参議院が衆議院との差別化を

意識するのであれば、職域代表という全国単位の

比例区と地域代表という地方区を前提にした選挙制度を用いて、そのことで参議院の独立性を發揮し、地域の実情を知ることが、国政の場で機能することが重要であると考えます。

今まで諸先輩方がこの参議院議員選挙制度について様々に議論をされてきたことは承知をしておりますが、やはり憲法を改正すべきだというふうに考えております。参議院の在り方をやはり憲法改正にしっかりと明記をすべきであります。その際、地方の意見の国政反映、そして衆議院と参議院の機能分担、これを入れるべきだと考えております。

○前川清成君 ありがとうございます。以上をもちまして、私の意見表明とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございます。参議院の機能分担、これを入れるべきだと考えております。

○前川清成君 ありがとうございます。以上をもちまして、私の意見表明とさせていた

ます。私は二〇一三年の一月以降、大畠、枝野、現在の江田、民主党憲法総合調査会の会長の下で事務局長を続けさせていただいている。その中で、会長、事務局長、限られた議員だけではありますけれども、今の憲法に足らない点はないのか、見直すべき点はないのかという議論を進めさせていただいています。

二〇〇七年の参議院選挙の結果、自民党が政権を持って、しかし、自民党、公明党が参議院で過半数を失うということを御経験されました。私も二〇一〇年の選挙の結果、政権は私たちが持つようになりました。その結果、いわゆる決められない政治というものが続きました。

憲法五十九条の三項に基づいて、衆参の議決が異なった場合には両院協議会を開催することができますが、御案内とのおり、衆議院で可決された法案で否決された法案については、衆議院で賛成した会派の代表十名と参議院で反対した会派の代表十名が集まって、議長をくじで選んだ上で協議会が開催されます。この構成上互いに譲り合つて合意を形成するという仕組みになつていません。

そもそも二院制、いや参議院というのは抵抗勢力でいいんだという考え方も一つかと思いますけれども、様々な利害を調整して合意をつくり上げるが、より広範な合意の形成を意図するべきだ

といふうな観点からであります。

また、現行憲法四十二条は二院制を定めておりますけれども、憲法提言の中で、私たちも、二院に必要な三分の二以上の議席を持つておられますが、今、今日直ちに利害関係のない問題だからこそ、将来にわたって、将来のためにこの両院協議

ただいています。

また、参議院プロパーの話ではありませんけれども、憲法の前文は、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するというふうに書かれています。この点で、私たちも、代議制民主主義を基本としながら、憲法提言の中で、議会政治を補完するものとして国民投票制度の拡

充を検討するというふうに書かせていただきました。たし、二〇〇七年の国民投票法の制定に当たっては、そのこともいわゆる三つの信題の一つとして取りまとめをさせていただきました。

あと時間が一分になりましたので、両院協議会のことだけ申し上げさせていただきたいと思いま

す。

まず、私たち民主党は、二〇〇五年に憲法提言というのを取りまとめてさせていただきました。まことに申しあげさせていただきました。

○会長(柳本卓治君) 前川清成君。

以上をもちまして、私の意見表明とさせていた

ます。私は二〇一三年の一月以降、大畠、枝野、現在の江田、民主党憲法総合調査会の会長の下で事務局長を続けさせていただいている。その中で、会長、事務局長、限られた議員だけではありますけれども、今の憲法に足らない点はないのか、見直すべき点はないのかという議論を進めさせていただいています。

二〇〇七年の参議院選挙の結果、自民党が政権を持って、しかし、自民党、公明党が参議院で過半数を失うということを御経験されました。私は二〇一〇年の選挙の結果、政権は私たちが持つようになりました。その結果、いわゆる決められない政治というものが続きました。

憲法五十九条の三項に基づいて、衆参の議決が異なる場合には両院協議会を開催することができますが、御案内とのおり、衆議院で可決された法案で否決された法案については、衆議院で賛成した会派の代表十名と参議院で反対した会派の代

表十名が集まって、議長をくじで選んだ上で協議

会が開催されます。この構成上互いに譲り合つて合意を形成するという仕組みになつていません。

そもそも二院制、いや参議院というのは抵抗勢

力でいいんだという考え方も一つかと思いますけれども、様々な利害を調整して合意をつくり上げるが、より広範な合意の形成を意図するべきだ

といふうな観点からであります。

参考までに衆議院の格差訴訟を申し上げると、昭和五十一年以来十一回行われておしまして、合

憲法判決が五回、違憲あるいは違憲状態が六回とい

うことになります。最も重要なのは、最初の訴

訟、格差が四・九九倍から、現在二倍前後まで抑

えられているということであります。参議院の方

と比べると、衆議院の方は常に格差を縮めなが

ら、そしてその意図も国民の皆さんに一定の理解

会のありようを議論すべきだということを御提案申し上げて、私の意見表明といたします。

○会長(柳本卓治君) 中西祐介君。

本日は、憲法と参議院というテーマでござります。

して、私の所見を述べさせていただきたいと思

ます。

冒頭、愛知幹事より二院制の意義について言及がございました。まさに私の所見といたしましては、この参議院の位置付け、この機能を明確化す

るということが極めて必要なんぢやなかろうかと

いうふうな思いを持っております。

まさに平成二十五年の参議院選挙の最高裁判決が間もなく予定をされている中で、結論的に申し上げると、この昭和三十九年から続く一票の格差訴訟に対しても、早く終止符を打たなければいけないと、こんな思いを持つところであります。

平成二十五年選挙以前までですが十三回の一票の格差訴訟、この参議院選挙に対して行われました。毎度のように行われる中で合憲が十一回、違憲状態が二回ということでおざいまして、この二回の内訳は六・五九倍、そして五・〇〇倍といふ状態が違憲状態だといふうにされておるところです。繰り返し五倍を超えても許容してきたということは事実でもござりますし、憲法の平等原則を前提にしながら、衆議院とは違う角度で、反映されていない民意を反映させるべきだと思います。繰り返し五倍を超えても許容しておかなければなりません。

二回の内訳は六・五九倍、そして五・〇〇倍といふ状態が違憲状態だといふうにされておるところです。繰り返し五倍を超えても許容しておかなければなりません。

を示されているというところであります。参議院の方は都道府県単位、そして全国比例区が現在もう定着をしておりまして、まさに衆議院と参議院の意義がこうした経緯も含めて明確だというふうに思つております。

まず、憲法上におきましては、この選挙制度の構築を国会の立法事務に委ねていると言われております。憲法四十七条の章で述べられておるであります。憲法四十三条でも、全國民を代表する選挙された議員で構成するというふうに定義をされております。この全国人民を代表するという意味と、公正かつ効果的に議員を選出するという大きなテーマに基づけば、実は、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一の絶対的基準ではなくて、国会が正當に考慮することのできる政策目的をもしんしゃくした上で、その具体的に定めたところが立法裁量権の行使として合理的に是認し得るなら、投票価値の平等が損なわれてもある種やむを得ないというふうにも解されるところであります。

そのためには、憲法の中で、そしてこの法の中で明確に参議院の意義そして選出の方法を、目的を明らかにすべきだというふうに考えておりまして、その方向から、憲法改正ということも我々は正面から捉えなければいけないというふうなことを申し上げて、所見とさせていただきます。

○会長代理(金子洋一君) お待たせいたしました。小野次郎君。

○小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

私は、日本国憲法の基本的な価値觀といふのは維持しつつも、特に統治機構を中心にして憲法改正に取り組むべきだと考えております。その意味で、私は一院制というのが有効なのではないかと思っておりますが、今日はその一院制の問題はちょっと横に置きまして、参議院の役割といふものを私なりに、四年半参議院議員をやつて感じることを申し上げたいと思います。

一つは、同僚議員からも既に指摘が出ましたけ

れども、学生時代から憲法を習うときについつも出

てくる言葉でありながら、実際、国會議員になつてみたら全く機能していないというのが両院協議会というやつだと思うんですね。必ずいろんな試験にも出るんですけども、來てみたら何もこれ動かないじゃないかということを感じています。

実際、我々は各常任委員会とか特別委員会でもあります。理事会、理事懇と聞くわけですが、そういう形で各派の代表が集まるような両院協議会の構成にすれば、何らかの案というものが出来るようなところでまで煮詰めて機能するというような両院協議会の制度にしていくべきじゃないかなと。そうでないと、今までのままでは憲法上の両院協議会といふのは名前があるだけで何の役にも立たないと思いつつ、是非、同僚議員も提案されていましたけれども、委員の構成と云ふことですけれども、私は、一番普通に考えられるのは、今でもあるよな各派の代表が出てくる理事会のメンバーみたいに形で構成させてはどうかなというふうに思つてます。

それから二つ目には、参議院先議というのも、これは逆に憲法には余り出てこない言葉ですが、現はどちらかども、実際存在するわけですが、現在はどちらかといえども、余りもめないような案件を参議院先議にすると、いろいろな法律なり条約の中で参議院から回した方がいいというものについては何らかのルールを作つて、参議院先議をもつと有効に使つた方がいいんじゃないかと思います。

三つ目には議員立法です。

これは、審議時間をつけかり確保して、それが半年掛かるか一年掛かるかも法律にしていこうといふことが可能なのはもちろん参議院だと思いますので、私は、参議院の議員立法について、ハードルを下げるとかあるいは審議時間をしつかり確保するとか、そういうたた立法事項になつてしまつますが、この政党によるクオータ制は憲法との問題で違憲判決が出る国も出ておりま

以上です。ありがとうございました。

○会長代理(金子洋一君) 大沼みづほ君。

○大沼みづほ君 自由民主党の大沼みづほでござります。

憲法と参議院の在り方ということで、憲法が二院制を設けているのは慎重審議と多様な国民の声を反映させるためでありますけれども、にもかかわらず、我が国の女性国議員の数は、衆議院四百八十人中三十九人と八%、また参議院においても二四二十一人中三十九人と一六%、両院合わせても一〇%と、OECDでも最低の数値となつております。国民の半数を占める女性の声が反映されていないものと思わざるを得ません。

参議院の独自性を發揮させるためには、いつそ参議院は全て女性で構成するとしてもいいのではないかと思ひます。まあそれは非現実的でありますから、ただ、衆議院の倍、女性議員の割合の多い参議院において、任期が六年、また解散に左

右されないなど、地方区、全国比例区に分かれており女性候補者を立てやすいことなどからも、参議院において女性議員の増加に向けてどのような取組ができるか、また憲法との関係はどうあるべきかも含め議論していく必要があるのでないかと思つております。

女性議員を増やす取組としては、政党によるクオータ制、また国によつては憲法や公職選挙法、さらに政党法、政治資金法などで様々な取組がなされておりますが、この政党によるクオータ制は憲法との問題で違憲判決が出る国も出ておりま

す。

二〇二〇年までに指導的役割に就く女性を三割にするという政府目標を達成するためには、参議院においてもこの目標を達成していく必要があり、二〇二〇年までにあと一回しか選挙はございません。参議院で女性議員の割合を三〇%まで達

することができるための議論、また、憲法におけるこの四十四条、両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める、ただし、人種、信条、性別、社会的身分等によって差別してはならないというこの平等原則との関係性においても、しっかりと議論していく必要があるのでないかと思ひます。

〔会長代理金子洋一君退席、会長着席〕

参議院における独自性という観点から、女性の声をより反映できる国会の在り方といふものも議論させていただければと思ひます。

○山下雄平君(自由民主党の山下雄平) 先ほどから各委員の皆さんから二院制並びに院制について様々な御議論がありましたが、私も、私からも二院制について批判的な立場から意見を表明したいと思います。

一院制の議論が一番盛んだったのは、衆議院と参議院の多数派が異なるねじれ現象だったときのようになります。それは迅速な決定ができないと、決められない政治といふことで、迅速に決められるように、という文脈で一院制が主張されることが多かつたように感じております。

ただ、早く決めていいということは、国会議員が独断で物事を決めていいということではなく、民意に沿つた形で迅速に決断をしなさいという主張だったんだろうと思います。そうであるならば、今現在の民意と一致した形での迅速な意思決定、つまり代議制民主主義の下であつても直接民主制的な仕組みが最も望ましいというような帰結になるんだろうと思ひます。

瞬間、瞬間の民意に基づいて意思決定する、これに極限まで近づけた政党がハンガリーにありま

した。

ハンガリーにインターネット民主党という政党がありました。この政党は、国会の議論をネットで中継して、市民が政党のホームページから賛否投票を行い、その結果を踏まえて国会で投票する、こうすることを公約に掲げておりました。まさに議会制民主主義、代議制民主主義の下での直接民主制です。個々の政策はその都度世論の動向に合わせるだけなので、政策の一貫性は担保されません。しかし、世論とは一〇〇%一致します。

中にはそれでもいいんじゃないかという人がいらっしゃるかもしませんが、このハンガリーのインターネット民主党というのは、一〇〇四年に設立されましたけれども、一〇〇六年と一〇一〇年の一度の総選挙で議席が得られずに二〇一〇年八月に解散しました。民意に一〇〇%沿うということを求めた直接民主制的な試みに対し、国民自身がノーを突き付けたわけです。

これに対して代議制民主主義というのは、職業政治家が一定期間、継続的、安定的に議論し、整合性を持つた結論を得ることが期待された制度です。ただ、代議制であっても民意を酌み取る必要があります。その際に、複雑で多様な民意を上手に集約し国政に反映させていかなければなりません。という趣旨から、日本では、効率的ではないかもしれませんのが、一院制を設け、衆議院、参議院共に国民の直接選挙で選ぶという現行憲法の仕組みができたのだと考えます。これは現実になつた制度と言えるのではないでしょうか。

この制度の中で重要なのは、多様な民意を国会議員の選挙を通じてどういう形で集約させていくかという点です。現行の憲法の規定では、一票の格差訴訟で衆議院でも参議院でも一票の価値を同じにすべきだという判断が出ています。結果、司法を通じて両院が同じような選挙制度に誘導されてしまっているのではないかと思うのであります。中には二院制の意味がありません。

私は、多様な民意を上手に集約できるように、

衆議院、参議院の選挙の在り方をそれぞれ憲法自体に書き込むべきではないかと思つております。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 小西洋之君。

以上です。

私は、先ほど党の見解表明の中で申し上げまし

た、参議院の良識の府としてのこの憲法問題への

当たり方、すなわち国民への憲法保障とあと内閣監督機能、それについてもう一つの実践例につい

て御紹介をさせていただきたいと思います。

それは、一九五四年、我らが参議院の本会議で

全会一致で議決されました本会議決議でございま

す。「自衛隊の海外出動を為さざることに關する

決議」と申し上げまして、決議文でございますけ

れども、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲

法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に

照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更

めて確認する。」と、さうものでござります。

すなわち、この本会議決議は、自衛隊の海外出動、自衛隊の海外派兵、つまりは集団的自衛権の行使を憲法九条のその運用解釈において絶対に許さないといふ、この国会としての憲法九条解釈を確定させた本会議決議でござります。

当時の趣旨説明、鶴見祐輔議員の趣旨説明の一

部を御紹介させていただきますけれども、何もの

が自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であったと

いふことは、結局水掛け論であつて、歴史上判明いたしません。ゆえに我が國のことを憲法を有す

る国におきましては、これを厳格に具体的に一定

しておく必要があると思うのであります。

自衛とは、我が国が不當に侵略された場合に行う

正當防衛行為であつて、それは我が國を守ると

いふことは、結局水掛け論であつて、歴史上判明いたしません。ゆえに我が國のことを憲法を有す

る国におきましては、これを厳格に具体的に一定

しておく必要があると思うのであります。

自衛とは、我が国が不當に侵略された場合に行う

正當防衛行為であつて、それは我が國を守ると

いふことは、結局水掛け論であつて、歴史上判明いたしません。ゆえに我が國のことを憲法を有す

る国におきましては、これを厳格に具体的に一定

しておく必要があると思うのであります。

合に、憲法の明文が拡張解釈されることは、繰り返します、憲法の明文が拡張解釈されることは、繰り

てあります。誠に危険なことがあります。ゆえにその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずといふことを国民の総意として表明しておくことは、日本を守り、日本の民主主義を守るゆえんであります。

私は申し上げた立憲主義の回復をすべきだといふと思うのであります。

この本会議決議は、今申し上げましたよ

うことによつては、今発言がありました小西理事

の国会の様々な決議に照らして、議院内閣制の下

における国会の復権をこそすべきだということ

によって集団的自衛権の行使を絶対に封じる、そ

のことを国民の総意、つまり我らが参議院の本会

議で確定したものでござります。

実は、この本会議決議、私が調べただけで三十

回以上、自衛隊法の改正の審議に当たりまして、

この参議院の中で必ずと言つていいようにその趣

旨が確認されております。平成十七年には、当時

の安倍官房長官、つまり安倍晋三現首相が自ら、

これは自衛隊の海外派兵を禁止したものである

と、そのように答弁をしているところでございま

す。

そして、そうした国会での積み上げを前提とい

たしまして、さきの通常国会で、予算委員会で、

また本会議決議で、私もやらせていだきました

けれども、参議院議員がこの本会議決議を前にし

て、内閣の一存だけで九条の解釈の変更をする、

そんなことが許されると思っていました。

か。それは、議院内閣制を否定し、良識の府の参

議院を否定し、ひいては国民主権を否定する究極

の暴挙であると、そうしたことを取り及ぼさせてい

ただきました。にもかかわらず、安倍内閣は七月一日に解釈の変更をいたしましたのであります。

まともさせていただきますが、本憲法審査会は、国会法上の任務に当たりまして、日本国憲法

そのものを審議する役割がございます。今申し上

げました議院内閣制が果たして守られているのかどうか、あるいは七月一日の閣議決定が憲法九条に違反していないのかどうか、そのことをしっかりと

うふうに思います。

まず、テーマなんですねけれども、この憲法審査

会において深掘りをする大きなテーマとして主に

三つ挙げられると思うんですけど、一つは新しい人権について、もう一つは国家緊急権について、最後は二院制についての議論、これらは深掘りをするに十分値する大きなテーマだと思いま

る。

○会長(柳本卓治君) 福島みずほさん。

ありがとうございます。

私が申し上げた立憲主義の回復をすべきだとい

うことについては、今発言がありました小西理事

の国会の様々な決議に照らして、議院内閣制の下

における国会の復権をこそすべきだだ

と、表現は違いますが同じことだと思っておりま

す。憲法審査会において是非憲法の規範の回復が

行われるように、心からお願いを申し上げます。

そして、同じみずほですが、大沼みずほ委員の方から、女性の政治参画とクオータ制についての

話がありました。それはそのとおりで、参議院の

中における選挙制度協議会の中で、是非女性の登

用や女性の政治参画についてやりたいと思つて

も、なかなか選挙制度の議論の中に入つていただきま

せん。しかし、二〇一〇・三〇、二〇一〇年まで

に三割というは、全ての意思決定の場の努力目

標です。であるとすれば、この参議院においても

是非二〇一〇・三〇が実現できるように、その点

についても、この憲法審査会以外のところでなか

なか議論ができないものですから、議員連盟をつ

くるうという動きもありますが、是非、女性のそ

の二〇一〇・三〇を参議院でどう実現するかとい

うことについて審議を深めることができれば大変

有り難いといふうに思つております。

○会長(柳本卓治君) 愛知治郎君。

○愛知治郎君 自民党の愛知治郎でございます。

先ほど、参議院の在り方、二院制の在り方につ

いて党を代表して発言をさせていただきました

が、今度は、この参議院の憲法審査会の進め方に

ついて私個人の提言等をさせていただきたいとい

うふうに思います。

まず、テーマなんですねけれども、この憲法審査

会において深掘りをする大きなテーマとして主に

三つ挙げられると思うんですけど、一つは新

しい人権について、もう一つは国家緊急権につい

て、最後は二院制についての議論、これらは深掘

りをするに十分値する大きなテーマだと思いま

衆議院の憲法審査会においては新しい人権をしつかり議論するという話を聞いておりますし、国家緊急権もテーマに挙がっていると聞いております。ただ、二院制については衆議院で議論することはますないと思います。やはり我々参議院はもちろん、参議院と行政権との関係、参議院と、これは選挙制度の話もありますけれども、司法との関係等々多岐にわたりますから、これらは徹底的に議論しなければいけないと思います。私は参議院議員になつて、年は若いんですけど、もう十三年たります。その間、安定的な与党、そしてねじれ状況の与党、野党、様々経験してきましたけれども、安定的な与党のときには衆議院のカーボンコピードと、ねじれのときには議論を停滞させ政治を停滞させる邪魔な存在だと言われ、常に不要論と闘つきました。この際、参議院の不要論を徹底的に議論をした上で根絶したいと、我々の役割を明確にしたいというのが私の思いであります。

現行憲法上、先輩方とともに様々な取組をしきました。これからもやるべきだと思います。例えば議員立法であるとか、先議であるとか、決算審査の充実であるとか、様々な取組はしていくべきだと思いますが、一つ矛盾点もいろいろ感じておりますして、例えば決算です。

私は今年の前通常国会で政府の側でこの決算審査は参加させていただきましたが、私が参加したのは政府の立場でありましたけれども、前政権下における決算の審査をやっていて、非常に毎日矛盾と闘いながらやっていた、こういうこともしつかりと考えた上で、現実的な対応をしていかなくてはいけないと思います。

そこで、これはちよつと大胆な提案なんですが、私は憲法調査会時代、十数年前にもこの話をしていたんですねけれども、憲法を大胆に変えるということもある。是非考えていただきたいんですが、憲法第四十三条は、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」といふ条文がござります。これにただし書を付けると。ただし、参議院は政党に属さない議員でこれを構成すると、この一言を仮に入れただしたら、参議院の役割というのは画期的に全く違つものになる。参議院は政権選択選挙、より政府と一緒になつた、内閣と一体となつた存在。まさにそいつたもののチェックをする国会としての機能は参議院が担つてゐるということになると思います。

まあ、いろいろ想定されることははあると思うんですけども、そいつた大胆な提言も含めた議論を、与党、野党を問わずに党派を超えてこの参議院憲法審査会でしつかりとした議論をできればと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ありがとうございました。

○会長(柳本卓治君) 牧山ひろえさん。

○牧山ひろえ君 多数党が民意を外れた暴走や横暴なやり方に走つた場合のチェック機能として、参議院の有効性は引き続き存在すると思います。

衆参の役割分担を明確化することで停滞を解消することがいいと考えます。例えば、予算などの年単位で決める案件は参議院に権限を置くする、あるいは、人事など長期的に扱う案件は参議院に権限を置くするという形が良いと考えます。

また、参議院におきましては、党議による拘束の範囲をできる限り縮小する方向で議事運営を行ふことも併せて対策とすることが大事だと思います。

私も昨年の夏、二期目を迎えたけれども、一期目で経験したことですけれども、実際に臓器移植法のテーマでは、民主党は党議拘束は行いました。あの当時のことを思い起こします。

と、あらゆる病院を訪ね、あらゆる本を読み、そ  
してあらゆる専門家に会いに行き、また、できる  
限りいろんな情報を、アンケートや地元の方々に  
限らず、アクセスやEメール、いろんな、もうあ  
らゆる情報を集め、そしてじっくりと考えて、本  
当に夜も眠れないときもありましたけれども、そ  
のぐらいに考えた末の私の決断でした。  
参議院におきましては、このような運用をより  
積極的に行っていくことが重要だと考えます。  
○会長(柳本喜治君) 他に御発言はございません  
か。——他に御発言もないようですから、委員間  
の意見交換は終了いたします。  
本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会  
いたします。

午後一時三十六分散会

---

十月二十四日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇七号)  
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一一二〇号)  
一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一三四〇号)  
一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一三二号)  
一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一三三号)  
一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第一三三号)  
一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一三四号)  
一、日本国憲法を守りいかすことに関する請願(第一三五号)  
一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一四二号)  
一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第一四三号)

請願者 北海道登別市 谷地由一 外一  
紹介議員 紙 智子君  
四名  
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第一一四号 平成二十六年十月十五日受理  
憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 さいたま市 加賀田ひろ子 外四  
紹介議員 福島みづほ君  
百九十九名  
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一三〇号 平成二十六年十月十六日受理  
憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 大阪市 岩田敬子 外三百一十三  
紹介議員 仁比 聰平君  
名  
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一三一号 平成二十六年十月十六日受理  
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 茨城県つくば市 柿沼洋子 外七  
紹介議員 大門実紀史君  
百五十八名  
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第一三二号 平成二十六年十月十六日受理  
日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願  
請願者 埼玉県越谷市 丸山裕司 外七  
紹介議員 大門実紀史君  
七百一十五名  
この請願の趣旨は、第九一号と同じである。

第一三三号 平成二十六年十月十六日受理  
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願 請願者 茨城県石岡市 栗原杏 外四十六名

紹介議員 大門実紀史君  
日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類的価値を持つている。しかし、今アメリカに従つて戦争ができる国にしようと、憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類的価値を持つている。しかし、今アメリカに従つて戦争ができる国にしようと、憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類的価値を持つている。しかし、今アメリカに従つて戦争ができる国にしようと、憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類的価値を持つている。しかし、今アメリカに従つて戦争ができる国にしようと、憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。

の責務である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすこと。

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都江東区 堀真由美 外三百五十三名

紹介議員 吉良よし子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都大田区 佐藤幸志 外百四十五名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三五号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都大田区 佐藤幸志 外百四十五名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都大田区 佐藤幸志 外百四十五名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

第一三四号 平成二十六年十月十六日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 長野県上田市 清水みどり 外百四十六名

紹介議員 田村 智子君  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は制定から約七十年、国民の様々な運動で国民民主権、基本的人権の実現、恒久和平の追求という基本理念を守り、発展してきた歴史がある。一方で憲法がないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。貧困と格差の広がりは、子供たちの生活にも深刻な影響を与えている。憲法をもっと積極的にいかし、发展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働く日本を実現していくことが今こそ必要である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

十月三十一日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第一〇七号)(第二〇八号)(第二一〇九号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第二一〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)

第一二二号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 佐賀県唐津市 井手景子 外百七 紹介議員 仁比 聰平君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	十名	この請願の趣旨は、第九一号と同じである。
第一二六号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 京都市 生石文代 外百七十名 紹介議員 倉林 明子君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	紹介議員 神奈川県平塚市 佐藤佳奈 外百七十名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一二二号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 神奈川県平塚市 佐藤佳奈 外百七十名 紹介議員 小池 晃君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	十名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一二三号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 大阪市 上塚大介 外百七十名 紹介議員 山下 芳生君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	十名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一二四号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 德島市 田辺健一 外百一十五名 紹介議員 仁比 聰平君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第五七号と同じである。	六十名	この請願の趣旨は、第五七号と同じである。
第一二五号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 横浜市 秋元美晴 外百七十名 紹介議員 大門実紀史君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	十名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一二六号 平成二十六年十月十七日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 茨城県古河市 石川哲久 外八名 紹介議員 紙 智子君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	十四名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一二七号 平成二十六年十月二十一日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 北海道茅部郡森町 河口均 外百 紹介議員 紙 智子君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。	この請願の趣旨は、第五七号と同じである。	六十四名	この請願の趣旨は、第五七号と同じである。
第一二八号 平成二十六年十月二十一日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 埼玉県富士見市 間宮和夫 外七 紹介議員 紙 智子君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	十四名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一二九号 平成二十六年十月二十四日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 茨城県土浦市 大出風薰 外四十 紹介議員 大門実紀史君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	一名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一三〇号 平成二十六年十月二十四日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 茨城県土浦市 大出風薰 外四十 紹介議員 大門実紀史君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	一名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。
第一三一号 平成二十六年十月二十四日受理	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願	請願者 埼玉県越谷市 高橋眞 外三千六 紹介議員 大門実紀史君	日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。	百七十四名	この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。